適時開示体制の概要

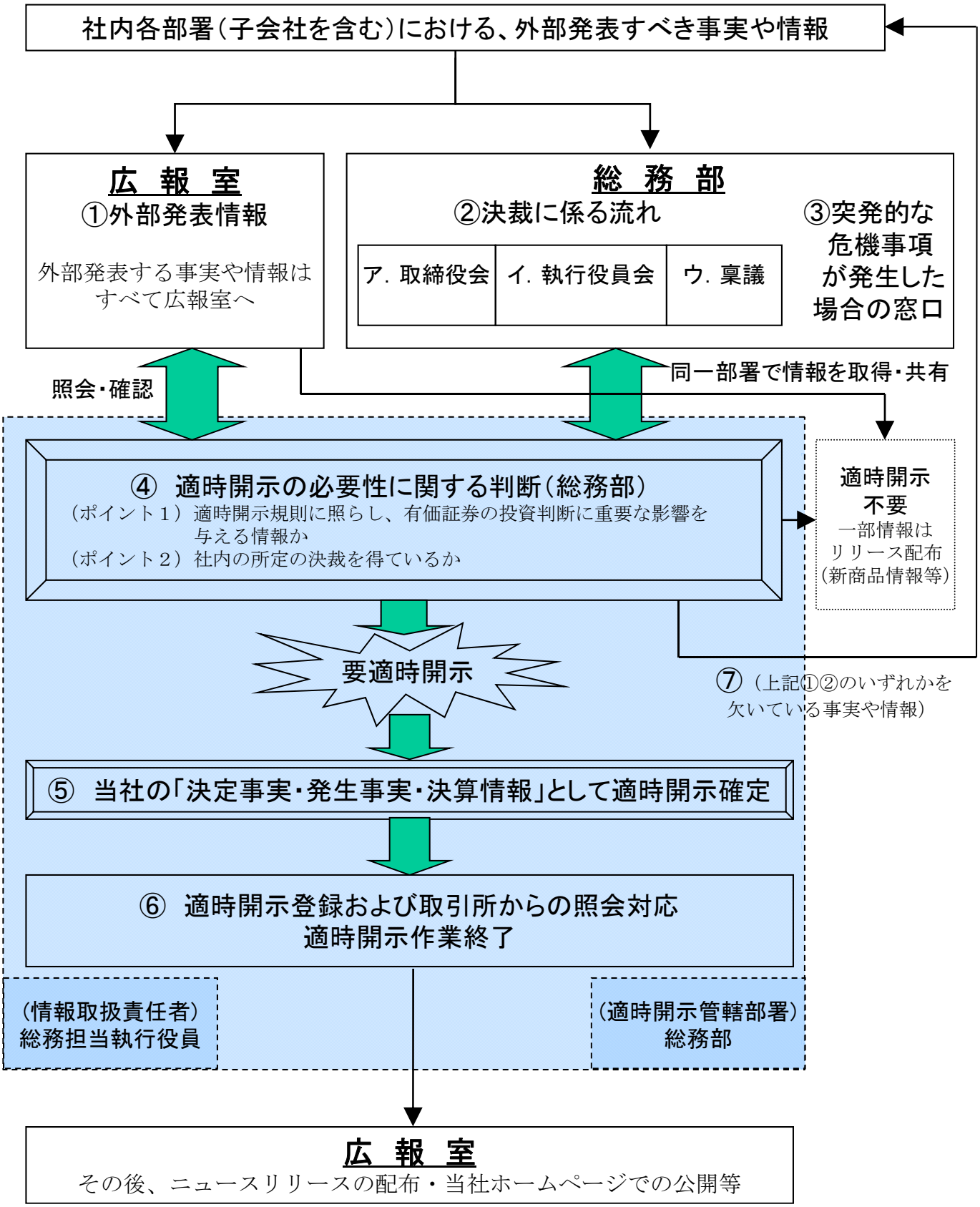
社内各部署（子会社を含む）における、外部発表すべき事実や情報
広　報　室
①外部発表情報
外部発表する事実や情報は
すべて広報室へ
総　務　部
②決裁に係る流れ
ア．取締役会
イ．執行役員会
ウ．稟議
③突発的な
危機事項
が発生した
場合の窓口
照会・確認
同一部署で情報を取得・共有
④　適時開示の必要性に関する判断（総務部）
（ポイント１）適時開示規則に照らし、有価証券の投資判断に重要な影響を
与える情報か
（ポイント２）社内の所定の決裁を得ているか
適時開示
不要
一部情報は
リリース配布
（新商品情報等）
要適時開示
⑦（上記①②のいずれかを
欠いている事実や情報）
⑤　当社の「決定事実・発生事実・決算情報」として適時開示確定
⑥　適時開示登録および取引所からの照会対応
適時開示作業終了
（情報取扱責任者）
総務担当執行役員
（適時開示管轄部署）
総務部
広　報　室
その後、ニュースリリースの配布・当社ホームページでの公開等